

年 金 医 療 課

係	分掌事務
後期高齢者医療係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 後期高齢者医療に係る被保険者証の引渡し並びに申請及び届出の受付その他被保険者の便益の増進に寄与する事務に関する事。 (2) 後期高齢者医療に係る保険料の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関する事。 (3) 後期高齢者医療に係る保険料の滞納整理に関する事。 (4) 後期高齢者の健康診査事業に関する事。
福祉医療係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 老人に対する福祉医療費の支給に関する事。 (2) 心身障害者(児)に対する福祉医療費の支給に関する事。 (3) 一人親家庭児及びその親に対する福祉医療費の支給に関する事。 (4) 子育て支援医療助成事業に関する事。 (5) 重度心身障害老人健康管理事業に関する事。 (6) その他福祉医療に関する事。 (7) 未熟児養育医療の給付等を行う事。 (8) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の徴収並びに過誤納金の還付及び充当に関する事。 (9) 未熟児養育医療の給付等に係る徴収金の滞納整理に関する事。
国民年金係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 国民年金被保険者の資格等に関する事。 (2) 国民年金の各種裁定請求に関する事。 (3) 国民年金保険料の免除及び学生納付特例申請に関する事。 (4) 福祉年金に関する事。 (5) 特別障害給付金に関する事。 (6) 在日外国人の高齢者及び重度障害者に係る特別給付金に関する事。 (7) 年金生活者支援給付金に関する事。 (8) その他国民年金に関する事。

区 分	1 重度心身障害老人健康管理事業	所管係	福祉医療係
-----	------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度の被保険者である重度心身障害老人等に対し、一部負担金に相当する額を健康管理費として給付する。(平成 19 年度までは老人保健法の医療受給者である重度心身障害老人が対象)

(対 象 者)

下記のいずれかに該当する人

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第 5 号に定める 1 級または 2 級に該当する人
- (2) 知的障害者更生相談所において、知能指数が概ね 35 以下と判定された人
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 3 級に該当し、かつ上記(2)の施設において、知能指数が概ね 50 以下と判定された人
- (4) 上記(2)の施設において、知能指数が概ね 75 以下と判定された人

(所 得 制 限)

上記対象者(1)~(3)

本 人 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 20 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

配偶者・扶養義務者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第 21 条及び第 26 条の 5 に規定する額を超えないこと

上記対象者(4) 市民税非課税世帯

(財源の負担割合)

上記対象者(1)~(3)

区 分	負担割合
府	1 / 2
市	1 / 2

上記対象者(4) 市単独事業

根 拠 法 令 等

宇治市重度心身障害老人健康管理事業実施要綱(昭和 58 年宇治市告示第 62 号)

重度心身障害老人健康管理事業費補助金交付要綱(昭和 58 年 4 月 5 日付第 212 号京都府福祉部長通知)

制 度 の 現 況

重 度 障 害 者

(ア) 受 給 状 況

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元
受給者数(人)	1,697	1,684	1,661	1,637	1,613
受給件数(件)	50,123	49,483	50,098	46,903	48,988
支給額(円)	155,868,488	153,645,645	152,401,912	153,741,433	160,458,184

療育手帳 B のみ
(ア) 受給状況

区分 \ 年度	30	元
受給者数(人)	4	4
受給件数(件)	63	55
支給額(円)	218,639	414,419

区分	2 老人医療費支給事業	所管係	福祉医療係
----	-------------	-----	-------

制度の概要

65歳以上70歳未満(平成26年度に限り臨時特例措置として71歳未満の人も対象)の医療保険加入者で一定の条件に該当する人に対して、保険診療の自己負担分のうち、高齢者の医療の確保に関する法律に規定する一部負担金相当額(平成27年4月1日以降、一部負担金1割負担については、2割負担となる)を除いて助成する。

(対象者)

後期高齢者医療制度の被保険者を除く65歳以上70歳未満(平成26年度に限り臨時特例措置として71歳未満の人も対象)の人で下記のいずれかに該当する人

(1) 所得税が課税されない世帯の人

(2) 次のいずれかに該当する人

ア 寝たきりの人	イ 老人世帯に属する人
ウ 一人ぐらしの人	エ 市長が特に認めた人

(所得制限)

上記対象者(2)

本人	国民年金法旧施行令第6条の4第1項の規定額を超えないこと
配偶者・扶養義務者	同 旧施行令第5条の4第2項の規定額を超えないこと

(財源の負担割合)

区分	負担割合
府	1/2
市	1/2

根拠法令等

老人に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和56年宇治市告示第67号)
老人医療助成事業費補助金交付要綱(昭和45年京都府告示第528号)

制度の現況

(ア) 受給状況

区分		年度				
		27	28	29	30	元
受給者数 A (平均)	人数(人)	5,655	5,501	4,670	3,703	2,786
	前年比	0.96	0.97	0.85	0.79	0.75
受給件数 B	件数(件)	121,550	115,457	99,352	79,562	61,243
	前年比	0.99	0.95	0.86	0.80	0.77
支給額 C	金額(円)	247,511,605	223,636,793	187,643,606	150,958,744	112,433,543
	前年比	0.69	0.90	0.84	0.80	0.74
一人当り支給額 C/A	金額(円)	43,769	40,654	40,181	40,767	40,357
	前年比	0.72	0.93	0.99	1.01	0.99
一件当り支給額 C/B	金額(円)	2,036	1,937	1,889	1,897	1,836
	前年比	0.70	0.95	0.98	1.00	0.97
受診率 B/(A×12)	%	179.12	174.90	177.29	179.05	183.19
	前年比	1.03	0.98	1.01	1.01	1.02

(イ) 医療費給付状況

区分 年度	項目	医科		歯科	調剤	その他	計
		入院	入院外				
件数	27	1,426	65,691	14,932	30,295	9,206	121,550
	28	1,347	62,015	13,765	29,049	9,281	115,457
	29	1,039	52,979	12,388	25,190	7,756	99,352
	30	762	42,193	10,104	20,381	6,122	79,562
	元	562	31,907	7,919	16,088	4,767	61,243
給付額 (円)	27	34,568,940	119,887,655	23,338,312	51,060,712	18,655,986	247,511,605
	28	31,500,535	105,390,156	19,986,087	44,136,240	22,623,775	223,636,793
	29	23,292,172	88,100,850	17,101,385	39,858,225	19,290,974	187,643,606
	30	17,530,839	70,056,787	13,986,406	33,369,396	16,015,316	150,958,744
	元	12,063,789	51,077,339	11,104,499	25,651,969	12,535,947	112,433,543

区 分	3 福祉医療費支給事業	所管係	福祉医療係
-----	-------------	-----	-------

制度の概要

一定の条件にある重度心身障害者及びひとり親家庭等に対し、保険診療の自己負担分について助成する。

1 障 重度心身障害者医療

(対 象 者)

医療保険加入者（後期高齢者医療制度の被保険者を除く）の75歳未満の障害者で、下記のいずれかに該当する人

- (1) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級または2級に該当する人
- (2) 知的障害者更生相談所又は児童相談所において、知能指数が概ね35以下と判定された人
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が3級に該当し、かつ、上記(2)の施設において、知能指数が概ね50以下と判定された人
- (4) 上記(2)の施設において、知能指数が概ね75以下と判定された、年度末年齢が満16歳以上の人

(所 得 制 限)

上記対象者(1)~(3)

本人 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第20条及び第26条の5に規定する額を超えないこと

配偶者・扶養義務者 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第21条及び第26条の5に規定する額を超えないこと

上記対象者(4) 市民税非課税世帯

(財 源 の 負 担 割 合)

上記対象者(1)~(3)

府	1/2	市	1/2
---	-----	---	-----

上記対象者(4) 市単独事業

2 親 ひとり親家庭医療

(対 象 者)

医療保険加入者で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるひとり親家庭児もしくは両親のない児童及びひとり親家庭児を扶養する親

ただし、平成25年7月31日までは、医療保険加入者で満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある母子家庭児もしくは両親のない児童及び母子家庭児を扶養する母

(所 得 制 限)

親・扶養義務者 当該年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

ただし、平成25年7月31日までは、平成9年度における児童扶養手当の配偶者・扶養義務者の所得制限額を超えないこと

(財 源 の 負 担 割 合)

府	1/2	市	1/2
---	-----	---	-----

根拠法令等

重度心身障害者・一人親家庭に対する宇治市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和 56 年宇治市告示第 40 号)
 福祉医療助成事業費補助金交付要綱(昭和 50 年京都府告示第 294 号)

制度の現況

1 障 重度心身障害者医療

重度障害者

(ア) 受給状況

区分		年度				
		27	28	29	30	元
受給者数 A	人数(人)	1,766	1,763	1,753	1,747	1,738
	前年比	1.01	1.00	0.99	1.00	0.99
受給件数 B	件数(件)	45,881	46,229	46,237	46,615	46,753
	前年比	1.04	1.01	1.00	1.01	1.00
支給額 C	金額(円)	302,705,306	297,323,644	301,253,497	300,798,165	300,360,720
	前年比	1.02	0.98	1.01	1.00	1.00
一人当り支給額 C/A	金額(円)	171,407	168,646	171,850	172,180	172,820
	前年比	1.01	0.98	1.02	1.00	1.00
一件当り支給額 C/B	金額(円)	6,598	6,431	6,515	6,453	6,424
	前年比	0.97	0.97	1.01	0.99	1.00
受診率 B/(A×12)	%	216.50	218.51	219.80	222.36	224.17
	前年比	1.04	1.01	1.01	1.01	1.01

(イ) 医療費給付状況

区分	項目 年度	医 科		歯 科	調 剤	その他	計
		入 院	入院外				
件 数	27	2,136	23,862	4,753	13,087	2,043	45,881
	28	2,110	23,706	4,885	13,376	2,152	46,229
	29	2,151	23,379	5,075	13,433	2,199	46,237
	30	2,083	23,499	5,115	13,811	2,107	46,615
	元	2,117	23,203	5,364	13,806	2,263	46,753
給付額 (円)	27	75,624,447	119,563,603	19,855,698	73,050,120	14,611,438	302,705,306
	28	73,653,097	113,718,864	20,694,887	72,882,455	16,374,341	297,323,644
	29	77,562,452	110,321,846	21,399,622	73,475,782	18,493,795	301,253,497
	30	75,291,708	110,651,304	22,192,092	73,978,624	18,684,437	300,798,165
	元	73,459,349	108,726,484	23,019,204	75,068,543	20,087,140	300,360,720

療育手帳 B のみ

(ア) 受給状況 (平成30年1月より実施)

区分		年度		
		29	30	元
受給者数 A	人数(人)	174	180	189
	前年比	-	1.03	1.05
受給件数 B	件数(件)	319	2,605	3,070
	前年比	-	8.17	1.18
支給額 C	金額(円)	1,326,238	10,607,841	14,056,160
	前年比	-	8.00	1.33
一人当り支給額 C/A	金額(円)	7,622	58,932	74,371
	前年比	-	7.73	1.26
一件当り支給額 C/B	金額(円)	4,157	4,072	4,579
	前年比	-	0.98	1.12
受診率 B/(A×12)	%	15.28	120.60	135.36
	前年比	-	7.89	1.12

(イ) 医療費給付状況

区分		項目		歯科	調剤	その他	計
		医科					
年度		入院	入院外				
件数	29	10	165	45	94	5	319
	30	50	1,330	378	712	135	2,605
	元	67	1,517	444	866	176	3,070
給付額(円)	29	343,392	501,761	221,427	243,390	16,268	1,326,238
	30	2,299,560	4,273,520	1,692,623	1,863,296	478,842	10,607,841
	元	3,358,447	5,239,507	1,713,153	2,878,199	866,854	14,056,160

2 親ひとり親家庭医療

(ア) 受給状況

区分		年度				
		27	28	29	30	元
受給者数 A	人数(人)	4,288	4,184	4,081	3,999	3,820
	前年比	0.99	0.98	0.98	0.98	0.96
受給件数 B	件数(件)	47,727	46,886	46,479	46,417	46,346
	前年比	1.01	0.98	0.99	1.00	1.00
支給額 C	金額(円)	141,128,046	131,862,619	130,433,352	135,949,427	137,998,152
	前年比	1.04	0.93	0.99	1.04	1.02
一人当り支給額 C/A	金額(円)	32,912	31,516	31,961	33,996	36,125
	前年比	1.05	0.96	1.01	1.06	1.06
一件当り支給額 C/B	金額(円)	2,957	2,812	2,806	2,929	2,978
	前年比	1.02	0.95	1.00	1.04	1.02
受診率 B/(A×12)	%	92.75	93.38	94.91	96.73	101.10
	前年比	1.03	1.01	1.02	1.02	1.05

(イ) 医療費給付状況

区分 項目 年度	医 科		歯 科	調 剤	その他	計	
	入 院	入院外					
件 数	27	288	26,124	6,036	12,060	3,219	47,727
	28	200	24,861	6,462	12,278	3,085	46,886
	29	197	24,792	6,044	12,579	2,866	46,478
	30	252	24,460	6,153	12,749	2,803	46,417
	元	234	24,087	6,480	12,712	2,833	46,346
給付額 (円)	27	15,729,752	69,784,000	21,951,664	26,285,524	7,377,106	141,128,046
	28	10,709,547	64,413,301	25,202,913	24,582,224	6,954,634	131,862,619
	29	10,259,794	64,294,003	22,905,705	26,435,153	6,538,697	130,433,352
	30	13,702,789	66,039,817	23,452,635	26,609,409	6,144,777	135,949,427
	元	11,936,866	66,398,620	24,367,186	28,861,120	6,434,360	137,998,152

区 分	4 子育て支援医療費支給事業	所管係	福祉医療係
-----	----------------	-----	-------

制 度 の 概 要

宇治市内に住所を有し、出生の日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある乳幼児及び児童の入院と入院外の医療費について、保険診療の自己負担分のうち一部負担金を除いた額を支給する。保護者等の所得による制限はない。

(制度改正の経過)

当初	平成 5 年 10 月	入院・入院外とも満 2 歳に達する日の属する月の末日まで
改正	平成 8 年 12 月	入院のみ満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成 11 年 1 月	入院・入院外とも満 3 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成 12 年 4 月	入院のみ満 4 歳に達する日の属する月の末日まで拡大
	平成 15 年 9 月	入院・入院外とも満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大(ただし、3 歳以上の入院外は 1 カ月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給)
	平成 18 年 1 月	事業名称を「乳幼児医療費支給事業」から「子育て支援医療費支給事業」に改正し、市独自制度として入院外の無料化を 4 歳未満に 1 歳拡大するとともに満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの入院は 1 カ月の自己負担分 8,000 円を超えた額を支給
	平成 19 年 9 月	府制度で 4 歳以上の入院外の 1 カ月の自己負担分を 8,000 円から 3,000 円に改正し、入院については満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大
	平成 24 年 9 月	府制度で入院外の 1 カ月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、市独自制度として入院外の無料化を満 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	平成 25 年 9 月	市独自制度として入院外の無料化を満 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	平成 26 年 9 月	市独自制度として入院外の無料化を満 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	平成 27 年 9 月	府制度で入院外の 1 カ月の自己負担分 3,000 円を超えた額を支給する対象を、満 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大するとともに、入院については満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで制度を拡大
	平成 29 年 9 月	市独自制度として入院外の無料化を満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで拡大
	令和元年 9 月	府制度で 3 歳以上の入院外の 1 カ月の自己負担分を 3,000 円から 1,500 円に改正

(財源の負担割合)

府	1 / 2	市	1 / 2
---	-------	---	-------

根 拠 法 令 等

宇治市子育て支援医療費支給事業実施要綱(平成 5 年宇治市告示第 109 号)
京都子育て支援医療費助成補助金交付要綱(平成 5 年京都府告示第 407 号)

制度の現況

(ア) 受給状況

区分 \ 年度	27	28	29	30	元
受給者数 A (人)	19,510	21,114	22,962	22,696	22,099
受給件数 B (件)	232,450	229,080	243,170	255,897	263,639
支給額 C (円)	441,772,620	444,147,413	481,952,606	517,046,123	531,197,586
一人当り支給額 C/A (円)	22,643	21,036	20,989	22,781	24,037
一件当り支給額 C/B (円)	1,901	1,939	1,982	2,021	2,015
受診率 B/(A×12) (%)	99.29	90.41	88.25	93.96	99.42

(イ) 医療費給付状況 (中学校3年生までの入院及び0歳～2歳の入院外)

区分 \ 項目 年度	医 科		歯 科	調 剤	その他	計	
	入 院	入院外					
件 数	27	1,578	41,130	1,199	17,814	763	62,484
	28	1,572	38,070	1,259	19,668	1,868	62,437
	29	1,600	38,893	1,297	19,995	1,928	63,713
	30	1,645	36,723	1,294	20,087	266	60,015
	元	1,644	35,689	1,321	19,647	144	58,445
給付額 (円)	27	58,695,403	77,963,833	2,415,310	16,649,638	3,214,752	158,938,936
	28	64,506,510	73,601,681	2,363,874	17,659,208	10,584,916	168,716,189
	29	69,082,447	73,583,884	3,129,659	16,870,452	10,962,583	173,629,025
	30	73,296,410	70,919,032	3,127,638	16,515,522	1,963,600	165,822,202
	元	69,862,219	67,665,687	3,979,967	16,613,516	1,325,949	159,447,338

前表以外の市独自制度 (3歳～中学校3年生の入院外)

平成29年8月までは小学校6年生まで

年度	件数	給付額 (円)	備 考
27	169,966	282,833,684	
28	166,643	275,431,224	
29	179,457	308,323,581	
30	195,882	351,223,921	
元	205,194	371,750,248	

区 分	5 後期高齢者医療制度	所管係	後期高齢者医療係
-----	-------------	-----	----------

制 度 の 概 要

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、高齢者の疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行うことを目的として創設された制度である。京都府内のすべての市町村が加入する「京都府後期高齢者医療広域連合」が運営主体となり、保険料の決定、医療の給付などを行う。市町村は住所変更や給付申請などの届け出の窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収、健康診査などを行う。

(制度加入者)

- ・ 75 歳以上の人
- ・ 65 歳以上で一定程度の障害があると広域連合が認定した人

(保険料)

$$\begin{array}{rcl} \text{均 等 割 額} & + & \text{所 得 割 額} & = & \text{後期高齢者医療保険年間保険料} \\ \text{(被保険者一人当たり)47,890 円} & & \text{(総所得金額等 - 基礎控除額(33 万円))} \times 9.39\% & & \text{(上限 62 万円)} \end{array}$$

(保険料の納め方)

年金からの特別徴収が原則だが、年金額が年額 18 万円未満の人や介護保険料と後期高齢者医療保険料の合算額が年金受給額の 2 分の 1 を超える人は納付書や口座振替による普通徴収となる。
また、申請により特別徴収を口座振替による納付に変更することも可能。

(医療機関での負担割合)

- ・ 1 割負担 (一 般)
- ・ 3 割負担 (現役並み所得者)

現役並み所得者とは同一世帯内に住民税課税所得が 145 万円以上の後期高齢者医療の被保険者がいる人。ただし、収入額の合計が 383 万円 (520 万円) 未満の場合は申請により負担割合が 1 割となる。

()内は世帯内に後期高齢者医療の被保険者が 2 人以上いる場合の収入額の合計。又は、同一世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が 1 人でその収入が 383 万円以上、かつ 70 歳以上 75 歳未満の人がいる場合は被保険者と 70 歳以上 75 歳未満の人全員の収入額の合計。

昭和 20 年 1 月 2 日以降生まれの被保険者とその世帯に属する被保険者の基礎控除 (33 万円) 後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合には負担割合が 1 割となる。

(後期高齢者医療制度で受けられる給付の種類)

- | | |
|--------------------------|---------------------|
| (1) 療 養 費 | (6) 移 送 費 |
| (2) 入院時食事療養費・生活療養費 (表 1) | (7) 特 別 療 養 費 |
| (3) 高 額 療 養 費 (表 2) | (8) 保 険 外 併 用 療 養 費 |
| (4) 高額医療・高額介護合算療養費 (表 3) | (9) 葬 祭 費 |
| (5) 訪 問 看 護 療 養 費 | |

(表1) 入院時食事療養費・生活療養費

区 分		一般病床	療養病床	
		一食当たりの食費	一食当たりの食費	一日当たりの居住費
現役並み所得者・一 般		460 円(2)	460 円 (2・4)	370 円(6)
低所得 (区分 の認定証(1)の提示が必要)		210 円(3)	210 円(3)	
低所得	区分 の認定証(1)の提示が必要	100 円	130 円(7)	
	老齢福祉年金受給者(5)	100 円	100 円	0 円

- 1 限度額適用・標準負担額減額認定証。
- 2 難病の人や平成 28 年 3 月 31 日において、すでに 1 年以上継続して精神病床に入院中で、その後も継続して何らかの病床に入院している人は、260 円。
- 3 申請月以前 12 カ月で認定証を持つ期間中の入院日数が 90 日を超え、申請し、認定された場合は 160 円(京都府の後期高齢者医療制度に加入する前の保険で低所得 の認定証の交付を受けた期間の入院日数も合算可)。
- 4 医療機関の食事提供体制等により、420 円の場合もあり。
- 5 指定難病の人も含む。
- 6 指定難病の人は 0 円。
- 7 入院医療の必要性の高い方は 100 円。

(表2) 高額療養費(自己負担限度額)

区 分		自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者	現役 (課税所得 690 万円以上)	252,600 円 + 1%(1) 【140,100 円】(2)	
	現役 (課税所得 380 万円以上)	167,400 円 + 1%(3) 【93,000 円】(2)	
	現役 (課税所得 145 万円以上)	80,100 円 + 1%(4) 【44,400 円】(2)	
一 般		18,000 円(5)	57,600 円 【44,400 円】(2)
低所得	区 分	8,000 円(5)	24,600 円
	区 分		15,000 円

- 1 医療費が 842,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
- 2 【】内は、後期高齢者医療制度において、前月までの 11 カ月の間に世帯で 3 カ月以上、外来+入院の支払いが自己負担限度額を超え、高額療養費の支給対象となっている場合の額。
- 3 医療費が 558,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
- 4 医療費が 267,000 円を超えた場合、超過額の 1%を加算。
- 5 年間(8 月~翌年 7 月)上限額 144,000 円。

(表3) 高額医療・高額介護合算療養費(自己負担限度額)

区 分		後期高齢者医療制度+介護保険の自己負担限度額 (8月～翌年7月までの年額)
現役並み所得者	現役 (課税所得 690万円以上)	212万円
	現役 (課税所得 380万円以上)	141万円
	現役 (課税所得 145万円以上)	67万円
一 般		56万円
低所得	区 分	31万円
	区 分	19万円

(保健事業)

人間ドック受診補助金

平成22年度から、後期高齢者医療制度被保険者を対象に健康管理・疾病予防の推進事業として、半日人間ドックに係る健診費用の7割相当額を補助。

京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

健康診査費

後期高齢者医療制度被保険者のQOL(quality of life 生活の質、人生の質及び生命の質)の確保、介護予防及び生活習慣病の早期発見のために健康診査及び歯科健診を、宇治市が実施主体として、(一社)宇治久世医師会及び宇治久世歯科医師会に委託して個別方式により実施する。健康診査費全額を補助。

京都府後期高齢者医療広域連合からの補助金がある。

根 拠 法 令 等

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）
 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成 19 年条例第 32 号）
 宇治市後期高齢者医療に関する条例（平成 20 年条例第 8 号）
 宇治市後期高齢者医療半日人間ドック受診補助金交付規則
 後期高齢者医療被保険者に対する宇治市健康診査実施要項
 後期高齢者医療制度の被保険者に対する宇治市歯科健康診査実施要項

制 度 の 現 況

1) 被保険者数

(単位：人)

	28	29	30	元
被 保 険 者 数	22,866	24,152	25,334	26,478
(再掲) 現 役 並 み 所 得 者	1,430	1,506	1,551	1,594
(再掲) 非課税世帯の被保険者	9,262	9,880	10,466	11,104

2) 後期高齢者医療被保険者の医療給付に要した額のうち宇治市負担分（翌年度精算をした後の金額）
 (単位：円)

	28	29	30	元
保険療養給付費等 負 担 金	1,577,154,543	1,733,692,837	1,811,165,476	1,920,738,878

3) 保険料の収納状況

(単位：円)

		28	29	30	元
特別徴収	調定額	1,065,928,160	1,145,797,697	1,197,584,279	1,272,628,314
	収入額	1,069,150,615	1,149,362,995	1,201,157,645	1,276,941,180
	収入率(%)	100.30	100.31	100.30	100.34
普通徴収	調定額	871,532,167	889,123,828	906,288,163	920,853,413
	収入額	859,738,330	878,314,883	895,231,077	909,114,314
	収入率(%)	98.65	98.78	98.78	98.73
過年度新規	調定額	3,468,407	4,137,299	4,907,461	4,022,085
	収入額	3,424,498	3,956,119	4,269,490	4,006,342
	収入率(%)	98.73	95.62	87.00	99.61
滞 納	調定額	34,445,677	33,789,184	35,979,646	34,088,040
	収入額	8,583,516	6,166,609	6,259,287	9,885,530
	収入率(%)	24.92	18.25	17.40	29.00
合 計	調定額	1,975,374,411	2,072,848,008	2,144,759,549	2,231,591,852
	収入額	1,940,896,959	2,037,800,606	2,106,917,499	2,199,947,366
	収入率(%)	98.25	98.31	98.24	98.58

4) 健診事業

人間ドック受診補助金

	28	29	30	元
受診者数(人)	231	377	374	375
総事業費(千円)	6,916	11,194	10,991	11,012

健康診査費

	28	29	30	元
健診受診者数(人)	6,799	7,569	7,983	8,601
歯科健診受診者数(人)	-	19	16	14
総事業費(千円)	67,337	74,916	79,499	86,149

区 分	6 国民年金事業	所管係	国民年金係
-----	----------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金制度は、日本国憲法第 25 条第 2 項に規定する理論に基づき、老齢・障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれることを国民の共同連帯によって防止し、健全な国民生活の維持及び向上に寄与している。

被 保 険 者

- 第 1 号被保険者 日本国内に住所のある農林漁業・自営業、学生・無職などで 20 歳以上 60 歳未満の人
- 第 2 号被保険者 厚生年金保険や共済組合等に加入している人（原則として 65 歳未満）
- 第 3 号被保険者 厚生年金保険の被保険者又は共済組合の組合員の被扶養配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の人
- 任意加入被保険者
- ・日本国内に住所のある 20 歳以上 60 歳未満で、他の年金制度から老齢（退職）年金を受けられる人
 - ・日本国内に住所のある 60 歳以上 65 歳未満の人
 - ・日本国民で海外に住んでいる 20 歳以上 65 歳未満の人
（昭和 40 年 4 月 1 日以前に生まれた人で、65 歳になったとき老齢（退職）年金を受けることができない人は、65 歳以上 70 歳の間、老齢（退職）年金を受給できるまで加入できる。）

被保険者数の推移（各年度末現在）

（単位：人）

年 度	27	28	29	30	元
第 1 号被保険者	23,935	22,835	22,002	21,824	21,525
第 3 号被保険者	14,688	14,266	13,841	13,403	13,065
任 意 加 入 者	402	356	339	307	319
合 計	39,025	37,457	36,182	35,534	34,909

保 険 料

第 1 号被保険者及び任意加入被保険者は、保険料を納付しなければならない。

月額保険料の推移

（単位：円）

年 度	28	29	30	元	2
月 額	16,260	16,490	16,340	16,410	16,540

付 加 保 険 料 月額 400 円（昭和 49 年 1 月から変更なし）
（第 1 号被保険者及び任意加入被保険者で希望する人）

- 保 険 料 の 免 除
- ・国民年金や厚生年金、共済年金から障害年金（1 級または 2 級）を受けているときや、生活保護法による生活扶助を受けているときなどは、届出により保険料が免除される（法定免除）
 - ・保険料を納付することが著しく困難で、申請により認められた場合は、納付が免除（全額または一部）される。本人・配偶者・世帯主の所得が審査対象

学生納付特例 本人の前年の所得が一定額以下の学生は、申請により保険料の納付が猶予される

納付猶予制度（50歳未満の人。平成37年6月まで）
本人所得と配偶者所得が一定額以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予される

追 納 で承認された期間について、10年以内であれば、別に定められた保険料額であとから納付することができる

産前産後の保険料の免除

第1号被保険者が出産する場合に、出産予定月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は出産予定月の3か月前から6か月間）の保険料が免除される

保険料の納付状況（各年度末現在） （単位：月数）

年 度	27	28	29	30	元
納付対象月数	180,357	164,678	153,913	150,246	144,492
納付月数	115,391	109,451	104,512	103,769	102,649
納付率（％）	64.0	66.5	67.9	69.1	71.0

免除者数（各年度末現在） （単位：人）

年 度	27	28	29	30	元
法定免除者数	1,899	1,925	1,950	1,978	2,020
申請免除者数	8,129	8,427	8,340	8,333	8,368
(学生納付特例)	3,078	3,162	3,228	3,335	3,425
(納付猶予)	635	849	912	919	920
合 計	10,028	10,352	10,290	10,311	10,388
免除率（％）	41.9	45.3	46.8	47.2	48.3

再掲

給 付

老 齢 基 礎 年 金

国民年金等の加入期間（資格期間）が、10年以上ある人に65歳から支給。ただし、支給年齢の『繰り上げ』や『繰り下げ』が、一定の要件内のできる

資格期間の合算

- (1) 国民年金の保険料を納めた期間（任意加入も含む。）
- (2) 国民年金の保険料が免除された期間
- (3) 昭和61年4月からの第3号被保険者期間
- (4) 昭和36年4月以降の厚生年金保険や共済組合の加入期間（昭和36年3月以前の加入期間が含まれる場合もある。）
- (5) 厚生年金保険や共済組合の加入者の配偶者であって、国民年金に任意加入しなかった期間（昭和36年4月以降61年3月までの20歳以上60歳未満の間）
- (6) 学生であって国民年金に任意加入しなかった期間（ただし、平成3年4月より「任意加入」から「必ず加入」に変更）

(7) 海外居住期間（日本国籍を有する人で、昭和 36 年 4 月以降で 20 歳以上 60 歳未満の間）

年金額

(1) 加入可能年数の保険料を完納した場合、下記(3)の年金額が支給される

(2) 保険料を納めた期間が加入可能年数に不足する場合は、減額される

* 年金額の計算式

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{満額の年金額}} \times \frac{\text{厚生年金等加入月数(20~60歳)} + \text{国民年金納付月数} + \quad +}{480 \text{ 月 (40 年} \times 12 \text{ 月)}} \\ & = (\text{平成 21 年 3 月までの}) \text{国民年金全額} \quad \text{国民年金 3/4} \quad \text{国民年金半額} \quad \text{国民年金 1/4} \\ & \quad \text{免除月数} \times 1/3 + \text{免除月数} \times 1/2 + \text{免除月数} \times 2/3 + \text{免除月数} \times 5/6 \\ & = (\text{平成 21 年 4 月以降の}) \text{国民年金全額} \quad \text{国民年金 3/4} \quad \text{国民年金半額} \quad \text{国民年金 1/4} \\ & \quad \text{免除月数} \times 1/2 + \text{免除月数} \times 5/8 + \text{免除月数} \times 3/4 + \text{免除月数} \times 7/8 \end{aligned}$$

(3) 年金額の推移（完全自動物価スライド制）

平成 28 年度	780,100 円	（月額 65,008 円）
平成 29 年度	779,300 円	（月額 64,941 円）
平成 30 年度	779,300 円	（月額 64,941 円）
令和元年度	780,100 円	（月額 65,008 円）
令和 2 年度	781,700 円	（月額 65,141 円）

障害基礎年金

対象者

- (1) 国民年金加入中や 60 歳以上 65 歳未満の日本国内居住中に病気やケガをして一定の障害が残った人
- (2) 20 歳になるまでに病気やケガをして一定の障害が残った人
- (3) 昭和 61 年 3 月 31 日までに障害福祉年金が支給されていた人

支給要件

- (1) 初診日の前日において、前々月までの保険料納付期間（免除期間を含む。）が加入期間の 3 分の 2 以上あること（または初診日が平成 38 年 3 月 31 日までにある人は初診日の属する月の前々月から 1 年間保険料未納がないこと）
- (2) 上記(2)、(3)の場合、本人の所得が一定額以上あるときは、一部又は全部が支給停止される

年金額（完全自動物価スライド制）

- (1) 障害基礎年金の支給基本額（2 級）は、老齢基礎年金（満額）と同額
- (2) 障害の程度が障害等級表の 1 級に該当する場合は、上記金額の 100 分の 125 に相当する額
- (3) 18 歳未満の子（障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある子は 20 歳未満）の生計を維持しているときは、子の数に応じて加算される

子 1 人 当 たり 加 算 額				(単 位 : 円)	
年 度	28	29	30	元	2
1 子 ・ 2 子	224,500	224,300	224,300	224,500	224,900
3 子 以 降	74,800	74,800	74,800	74,800	75,000

遺 族 基 礎 年 金

対 象 者

- (1) 国民年金加入中に死亡した場合、その人に生計を維持されていた 18 歳未満の子のある配偶者又は遺児（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子又は障害等級が 1 級・2 級の障害状態にある 20 歳未満の子）
- (2) 昭和 61 年 3 月 31 日までに母子・準母子福祉年金が支給されていた人

支 給 要 件

- (1) 死亡した人が、死亡日の前日において障害基礎年金と同様の納付要件を満たしているか、保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 25 年以上あること
- (2) 上記(2)の場合、受給権者の所得が一定額以上あるとき等は支給停止される

年 金 額 (物 価 ス ラ イ ド 制)

- (1) 遺族基礎年金の基本額は、老齢基礎年金（満額）と同額
- (2) 配偶者に支給される場合
基本額 + 障害基礎年金の子の加算額
- (3) 子に支給される場合
子が 1 人のときは、基本額のみ。2 人以上いるときは、2 人目以降の子の加算額を加えた額を、子の数で除して得た額をそれぞれに支給

寡 婦 年 金

対 象 者

保険料納付済期間（免除期間を含む。）が 10 年以上ある夫が、老齢（障害）基礎年金を受けていないで死亡し、かつ、その夫に生計を維持され婚姻関係が 10 年以上ある妻。ただし、妻が繰り上げ支給の老齢基礎年金を受けているときは支給されない

支 給 期 間

60 歳から 65 歳になるまで

年 金 額

夫が 65 歳から受けるはずであった老齢基礎年金額の 4 分の 3 の額

付 加 年 金

対 象 者

付加保険料（任意）を納付した人

年 金 額 (老 齢 基 礎 年 金 に 下 記 の 金 額 が 加 算 さ れ る 。)

200 円 × 付加保険料納付月数

死 亡 一 時 金

対 象 者

1号被保険者（任意含む）として保険料を 3 年以上納めた人が老齢基礎年金等を受けずに死亡したとき、その遺族に支給される

支給額（平成6年4月1日から下記の金額）

3年以上 15年未満	120,000 円	15年以上 20年未満	145,000 円
20年以上 25年未満	170,000 円	25年以上 30年未満	220,000 円
30年以上 35年未満	270,000 円	35年以上	320,000 円

老 齢 年 金（旧法年金）

対 象 者

大正15年4月1日以前に生まれた人で、生年月日に応じた国民年金の資格期間を満たしている人

年 金 額

基本年金額 2,501 円 × (保険料納付月数 + 保険料免除月数 × 1/3) × 物価スライド
(明治44年4月1日以前生まれの人 3,752 円 × 月数)

- ・ 付加年金 200 円 × 付加保険料納付月数
- ・ 10年から24年の加入で老齢年金になる人は上記式に次の額が加算

$$968 \text{ 円} \times (300 - \text{加入月数}) \times \frac{\text{保険料納付済月数} + \text{保険料納付免除月数} \times 1/2}{\text{加入月数}} \times \text{物価スライド}$$

通算老齢年金（旧法年金）

対 象 者

大正15年4月1日以前に生まれた人で、他の年金制度の加入期間（合算対象期間）を合算して10年以上の資格期間がある人又は昭和36年4月1日以降で他の年金制度の加入期間を合計して生年月日に応じた資格期間を満たしている人

なお、大正15年4月2日以降に生まれた人でも、昭和61年3月31日以前から厚生（共済）年金を受けているときは、国民年金通算老齢年金を受けることになる

年 金 額

明治44年4月2日以降生まれの人

2,501 円 × (保険料納付月数 + 保険料免除月数 × 1/3) × 物価スライド

(明治44年4月1日以前生まれの人は、3,752 円とする。)

老 齢 福 祉 年 金

対 象 者

国民年金に加入できなかった、明治44年4月1日以前生まれの人

年 金 額

(1) 全額が国の負担によって支給されているため、所得制限等があっても全額又は一部が支給停止される

(2) 支給額 (単位：円)

年 度	28	29	30	元	2
年 金 額	399,700	399,300	399,300	399,700	400,500

年金生活者支援給付金

- 公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金生活者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給される
- 給付金は、受給年金により以下の3種類に区分される

(1) 老齢年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件をすべて満たしている人
 - ・ 65歳以上で、老齢基礎年金を受けている
 - ・ 請求される人の世帯全員の市民税が非課税
 - ・ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下（毎年度改定）

- 給付額 保険料納付済期間等に応じて算出され、以下の計算式の合計額となる
 - ・ 保険料納付済期間に基づく額（月額）
基準額 約 5,000 円（毎年度改定）× 保険料納付済期間 / 480 月
(単位：円)

年度	元	2
基準額	5,000	5,030

- ・ 保険料免除期間に基づく額（月額）
基準額 約 10,800 円（毎年度改定）× 保険料免除期間 / 480 月
(単位：円)

年度	元	2
基準額	10,834	10,856

(2) 障害年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件をすべて満たしている人
 - ・ 障害基礎年金を受けている
 - ・ 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円」以下である

- 給付額 (単位：円)

年度	元	2
障害等級2級	5,000	5,030
障害等級1級	6,250	6,288

(3) 遺族年金生活者支援給付金

- 対象者 以下の支給要件をすべて満たしている人
 - ・ 遺族基礎年金を受けている
 - ・ 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円」以下である

- 給付額 (単位：円)

年度	元	2
給付額	5,000	5,030

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、給付額を子の数で割った金額がそれぞれに支払われる

年金等の支払時期

年 金 等	支 払 月 日	支 払 月 分
基 礎 年 金 寡 婦 年 金 老 齢 年 金 年 金 生 活 者 支 援 給 付 金	2・4・6・8・10・12月の 各月15日 (土・日・祝日は前日)	前月までの2ヵ月分
老 齢 福 祉 年 金	4・8・12月の各月11日 (土・日・祝日は前日)	前月までの4ヵ月分

根 拠 法 令 等

国民年金法（昭和 34 年 4 月 16 日法律第 141 号）

制 度 の 現 況

種別		年度				
		27	28	29	30	元
老 齡 基 礎 年 金	件数 (件)	46,459	47,752	49,256	50,137	50,882
	金額 (円)	30,322,834,960	31,253,855,605	32,078,708,816	32,672,617,832	33,244,591,268
障 害 基 礎 年 金	件数 (件)	2,880	2,940	2,964	3,016	3,097
	金額 (円)	2,491,665,500	2,540,441,275	2,555,365,500	2,601,006,925	2,669,182,700
遺 族 基 礎 年 金	件数 (件)	333	321	320	288	298
	金額 (円)	252,601,500	244,777,800	244,062,879	222,135,814	230,777,200
寡 婦 年 金	件数 (件)	15	11	11	8	7
	金額 (円)	6,706,600	4,881,315	4,933,538	3,154,135	2,731,977
(旧法年金) 老 齡 年 金 等	件数 (件)	1,433	1,252	1,094	933	788
	金額 (円)	530,073,300	462,812,990	407,624,171	305,922,207	301,219,897
老 齡 福 祉 年 金	件数 (件)	0	0	0	0	0
	金額 (円)	0	0	0	0	0
死 亡 一 時 金 (特 別 一 時 金 を 含 む)	件数 (件)	26	20	23	19	10
	金額 (円)	3,678,500	2,492,300	3,102,500	2,505,000	1,383,500
合 計	件数 (件)	51,146	52,296	53,668	54,401	55,082
	金額 (円)	33,607,560,360	34,509,261,285	35,293,797,404	35,807,341,913	36,449,886,542

区 分	7 特別障害給付金事業	所管係	国民年金係
-----	-------------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、創設された福祉的措置制度。

支給対象

- (1) 平成 3 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- (2) 昭和 61 年 3 月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者

であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在障害基礎年金 1, 2 級相当の障害に該当する人。ただし 65 歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当する場合。なお障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象外。

支給月額(物価スライド)

(単位:円)

年 度	28	29	30	元	2
1 級	51,450	51,400	51,650	52,150	52,450
2 級	41,160	41,120	41,320	41,720	41,960

根 拠 法 令 等

特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成 16 年 12 月 10 日法律第 166 号)

制 度 の 現 況

受給権者数

年 度	27	28	29	30	元
人 数	16	17	17	15	14

区 分	8 在日外国人重度障害者特別給付金支給事業	所管係	国民年金係
-----	-----------------------	-----	-------

制 度 の 概 要

国民年金法の国籍要件が撤廃された昭和 57 年 1 月 1 日より前から既に重度の障害者となっている在日外国人無年金者に対して、給付金を支給する。

対象者 宇治市に住居登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人(ただし、障害基礎年金等の受給者は除く。)

- ・ 昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた人
- ・ 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人
- ・ 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 又は精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持している人でその障害にかかる初診日が昭和 56 年 12 月 31 日以前の人

給付額 月額 36,000 円

所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根 拠 法 令 等

在日外国人重度障害者特別給付金支給要綱（平成 7 年 9 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元
支 給 人 数 (人)	5	5	5	5	4
金 額 (千円)	1,800	2,160	2,160	1,908	1,728

区 分

9 在日外国人高齢者特別給付金支給事業

所管係

国民年金係

制 度 の 概 要

大正 15 年 4 月 1 日以前生まれの制度的無年金となっている在日外国人高齢者に対して給付金を支給する。

対象者 宇治市に住民登録をしている外国人又は外国人であった人で、次の要件を満たす人

- ・ 大正 15 年 4 月 1 日以前に生まれた人
- ・ 昭和 57 年 1 月 1 日において日本国内に外国人登録をしていた人

給付額 月額 10,000 円 所得制限あり。生活保護受給者には支給しない。他の公的年金受給者は、差額を支給する

根 拠 法 令 等

在日外国人高齢者特別給付金支給要綱（平成 11 年 8 月 1 日施行）

制 度 の 現 況

区 分 \ 年 度	27	28	29	30	元
支 給 人 数 (人)	6	6	2	2	2
金 額 (千円)	720	590	240	240	240